

別紙

諮問第1027号

答 申

1 審査会の結論

「庁内警備等業務委託契約書」を一部開示とした実施機関の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年度庁内警備委託契約書類一式」の開示請求に対し、東京都知事代理副知事が平成28年6月29日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

非開示の範囲が広く解釈されており、非開示部分が多いため、広範囲に都民の知る権利を認めてもらいたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 対象公文書として特定した「平成28年4月1日付27財経二契第734号の2 委託契約書（庁内警備等業務委託）」（以下「本件対象公文書」という。）に記載された「警備時間・業務時間に関すること」、「警備員の配置に関すること」及び「連絡体制組織に関すること」は庁内の警備体制に関する重要な情報であり、これらを公にすることは、庁内での不法行為等の敢行を容易にするおそれがある。

また、「業務内容一覧」、「業務内容のうち具体的な指示に関すること」及び「事前訓

練内容に関する事」を公にすることは、警備の手法及び技術を公にすることとなり、警備業務を阻害し、適正な実施を妨げるおそれがある。

さらに、「会議室の管理業務のうち重要な内容に関する事」を公にすることは、上記の「警備時間・業務時間に関する事」、「警備員の配置に関する事」及び「業務内容のうち具体的な指示に関する事」を公にすることと同様のおそれがある。

よって、いずれも条例7条4号に該当するため非開示とした。

(2) 本件対象公文書のうち「契約業者の印影」は、これを公にすることにより、偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあることから、条例7条4号に該当するため非開示とした。

(3) 審査会における本件審査請求に係る審査に当たり、以下の非開示理由を追加する。

本件対象公文書の上記(1)の情報は、庁内管理業務に関する重要な情報であり、これを公にすることは、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより東京都庁内管理規則(昭和45年5月9日東京都規則第92号。以下「規則」という。)に基づいて行う庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 8月 4日	諮問
平成28年10月25日	実施機関から理由説明書收受
平成28年10月26日	新規概要説明(第173回第二部会)

平成28年11月21日	実施機関から説明聴取（第174回第二部会）
平成28年12月19日	審議（第175回第二部会）
平成29年 1月30日	審議（第176回第二部会）
平成29年 3月 2日	審議（第177回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 庁内警備等業務委託について

東京都は、庁内における秩序及び美観の保持、火災等災害及び盗難の予防並びに施設の適正を図り、公務の円滑な遂行と都民サービスの向上に期することを目的に、警備業法（昭和47年法律第117号）の認定を受け、都庁舎と同規模の建物及び官公庁との警備契約実績のある警備業者に、規則に基づく庁内警備等業務を委託している。

一般的に、委託契約の仕様書は原則公開であるが、都庁舎の警備委託については、仕様書にセキュリティの根幹に関わる内容が含まれているため、閲覧できる業者のリンク等に条件を設け、さらに、総務局総務部総務課による一定の実績要件の確認を受けた業者のみが一定期間内に仕様書を閲覧できることとしている。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成28年度庁内警備委託契約書類一式」（以下「本件開示請求」という。）について開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し本件対象公文書を特定し、本件対象公文書に記載された「警備時間・業務時間に関すること」、「警備員の配置に関すること」、「業務内容一覧」、「業務内容のうち具体的な指示に関すること」、「連絡体制組織に関すること」、「事前訓練内容に関すること」及び「会議室の管理業務のうち重要な内容に関すること」（以下「本件非開示情報1」という。）並びに「契約業者の印影」

(以下「本件非開示情報2」という。)について条例7条4号に該当するとして、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

また、理由説明書において、本件非開示情報1は同条6号にも該当すると主張して、非開示理由を追加している。

ウ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報1には、庁内の警備体制に関する情報、警備業務の手法や技術及び具体的な指示に関する詳細な情報が記載されていることが確認できた。これらの情報を公にすることにより、庁内における不法行為等の取行を容易にするおそれ、警備業務を阻害し適正な実施を妨げるおそれなど庁内における犯罪の予防や公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるとともに、規則に基づいて行う庁内の秩序及び美観の保持や火災の予防など庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示情報1は条例7条4号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は事業者の印影であり、これを公にすることにより、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査会が見分したところ、本件一部開示決定通知書には、その別紙において全体としての非開示理由の記載はあるものの、本件対象公文書における個別の非開示箇所の明示がなされておらず、実施機関が本件対象公文書のどの部分をどのような根拠で非開示としたのかが必ずしも判然としないことが確認できた。

理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を図るところにある。

この趣旨に鑑み、今後、開示請求に対する開示・非開示等の決定を行うに当たっては、適切な事務処理がなされるべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

横山 洋吉、寺田 麻佑、中村 晶子、野口 貴公美